

## (目 的)

第 1 条 この規約は、協同組合八戸流通センター（以下「組合」という。）が事業達成のため必要な共同施設として設置した組合会館（以下「会館」という。）の管理及び使用者の遵守すべき事項を定め、もって会館の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (設置場所)

第 2 条 会館は、組合の所有地内に設置する。

## (運営の原則)

第 3 条 組合は、会館の運営について、組合が行う事業活動に支障を及ぼさないよう十分留意しなければならない。

2. 組合事務局は、常に善良な管理者として会館の維持保全並びに設備備品の管理保存に努めるものとする。

3. 会館の使用は、組合員を優先させなければならない。

## (禁止事項)

第 4 条 会館内では、次の行為を禁止する。

(1) 組合の事業目的に反する政治活動及び労働運動等 (2) 員外者による寄附金の募集又は物品の販売

(3) 危険物及び動物を持ちこむこと (4) ポスター・案内書を無断で掲示すること

(5) 指定以外の場所に画びょう・セロテープ・のり等を使用すること

## (使用時間)

第 5 条 会館を使用できる時間は、土曜日、日曜日、祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までを除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

## (使用申込)

第 6 条 会館の使用希望者は、所定の使用申込書に記入のうえ組合事務局に申込みものとする。

2. 事務局は、前項の申込書を受け付けたときは、会館使用申込簿に記帳整理のうえ事務局責任者の決済を受けるものとする。

3. 会館の使用申し込みは、原則として使用日の 1 0 日前までに申込みなければならない。

## (使用料)

第 7 条 会館会議室の使用料は、次のとおりとする。

使用者	時間	使用料金 / 時間	超過料金 / 時間
		9 : 00 ~ 17 : 00	17 : 00 ~
組 合 員		2,000 円 (消費税別)	2,500 円 (消費税別)
組 合 員 外		2,500 円 (消費税別)	3,000 円 (消費税別)

※超過時間については要相談

2. 冷暖房設備を利用する際は、午前・午後を問わず一回に限り燃料費として 2,000 円 (消費税別) 徴収する。

3. 使用料はすべて、申込みと同時に納入しなければならない。

## (超過料金)

第 8 条 規定の時間を超過した場合の使用料は、超過した時間数を乗じた超過料金を徴収するものとする。

## (取消料)

第 9 条 会館の使用申込みの受付後、申込者の都合で申込みを取消される場合は次のとおり取消料を支払うものとする。

(1) 使用日の 1 4 日前から 8 日前 既納料金の 5 0 %

(2) 使用日の 7 日前から当日 既納料金の 1 0 0 %

## (免責)

第 10 条 会館への持ち込み品の盗難、火災、その他の被害については、組合は一切責任を負いません。

2 組合が管理規約に基づき使用予約を取消し、または使用を中止した場合の損害については、組合は一切責任を負いません。

## (無料使用物品)

第 11 条 会館には次の物品を備え付け、使用者には無料で使用させるものとする。

(1) 机及び椅子 (2) 黒板及び掲示板

## (有料物品)

第 12 条 会館の使用者に有料で使用させる物品は、別表で定める。

## (弁償責任)

第 13 条 会館の使用者が設備及び什器備品を汚損したとき、又は感染症等の発生による消毒等が必要になった時は、使用者がその損害について賠償の責を負うものとする。

## (使用者の義務)

第 14 条 次の事項については、会館を使用するものの責任義務とする。

(1) 立看板等の準備及び設置 (2) 飲食物の注文提供 (3) 使用する物品及び備品の整備

(4) 使用後の物品及び備品の整理整頓 (5) ごみ及び廃棄物の処理と清掃

## (使用料の免除)

第 15 条 組合が次の各号のために会館を使用するときは、使用料は徴収しない。

(1) 総会、理事会、役員会、委員会及び幹事会 (2) 教育事業、講習会及び研修会等 (3) 行事催事

## (使用の不承認及び中止)

第 16 条 次の各号の一に該当する場合には、申込時又は使用承認後においても、使用の取消又は中止させることができる。

(1) 風俗又は公安を害するおそれがあるもの (2) 組合事務局の指示に従わないとき

(3) 使用者に不都合な行為があると認められたとき

(4) 使用申込者の記載事項に虚偽があったとき

## (契約の変更)

第 17 条 規約の変更を必要とする事情が生じたときは、理事会において規約を変更することができる。

## 附 則

1. この規約は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。